

知らなかったでは  
済まされない  
取締役の責任

第1回  
取締役の意義

●経営コンサルティング部門 澤中 百合子

◆ はじめに

企業に勤めているサラリーマンであれば、取締役になりたいと誰もが一度は思ったことがあるかと思います。また、目標や夢に掲げている人も少なくないでしょう。

そんな、誰もが一度は憧れる取締役の責任について、皆さんはどこまでご存知でしょうか？

今回は、取締役の基本的な責任についてお伝えしたいと思います。



1. 代表取締役と取締役の違い

代表取締役は代表権というものを持っています。例えば、代表取締役が取引先と契約した場合、その契約を守らなければならないのは代表取締役個人ではなくて会社ということになります。これが代表権です。さらに代表取締役は対内的に行う業務執行全般についての権限も持っています。

一方、取締役には業務執行権がありません。代表取締役が行う業務執行の監督・監視が役割です。

では、監査役の役割とは何でしょうか。取締役会の役割と監査役の役割は、ともに代表取締役の監視・監督ということで重なっています。こうしたことから、法務省の商法改正案では、一定の条件のもとで監査役を廃止することも論議されています。

2. 使用人兼務取締役とは

使用人兼務取締役とは、取締役でありながら従業員でもあるという存在です。従業員が行う仕事とは代表取締役が行う業務執行の補助です。その意味で取締役は従業員としての地位に基づいて業務執行をしているのです。

このように、使用人兼務取締役は業務執行の補助を従業

員の地位として行う一方、取締役である以上、代表取締役に対する監視・監督義務も負います。また、使用人兼務取締役を取締役としてみると、取締役と会社との法律関係は委任契約ですので、大きな裁量権が許され大きな裁量権を持つ一方、従業員としてみれば、従業員と会社は雇用契約の関係ですので裁量幅は大きくありません。

かたや裁量幅が大きく、かたや裁量幅が小さい、という立場に身を置きながら、部下として代表取締役の業務執行を補助する傍らで、その業務を監督することも求められる存在、それが「使用人兼取締役」です。

取締役と従業員のどちらがその人にとって法的に損か得かといえば、明らかに従業員のほうが得でしょう。取締役は株主総会で再任されなければ会社を去るしかなく、たとえ任期途中であっても株主総会の決議で解任されることもあります。退職慰労金も株主総会で決議されなければ支払われません。

一方、雇用契約である従業員はそう簡単には解雇されません。退職金も就業規則の退職金規定で確かな権利として守られています。明らかに性格の違う契約を、同じ人が会社と結んで仕事をしている、そこに使用人兼取締役の難しさの問題が潜んでいます。

次回は、取締役の基本的な義務についてお話ししたいと思います。